

# 県営建設工事入札に係る震災特例制度の見直し及びダンピング防止対策の強化について〔概要版〕

## 1 趣旨

### (1) 震災特例制度の見直し

工事入札の震災特例制度については、震災関連工事が本格化するに伴う入札環境の変化に対応するため、平成23年5月以降順次設け運用しているものであり、次の理由から令和3年3月末を目途に見直すものである。

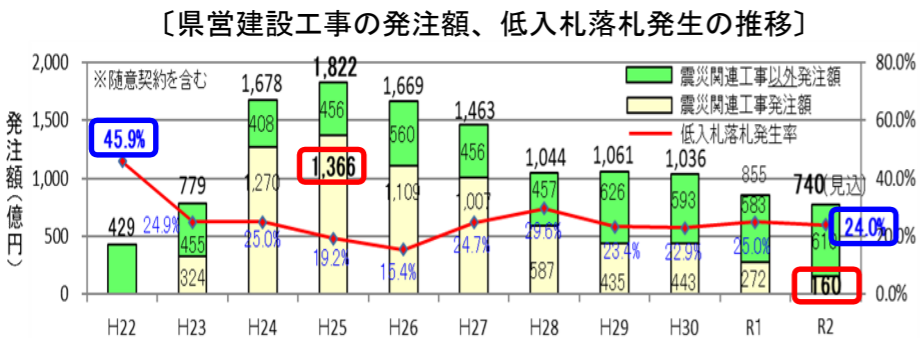
- ア いわて県民計画(2019~2028)の現行の復興推進プランにおいては、社会資本などの整備に係る事業は国の第1期復興・創生期間内(令和3年3月末)の完了を目指すこととしていること。
- イ 来年度以降、震災関連の大規模(5億円以上)工事の発注はない見込みであること。

### (2) ダンピング防止対策の強化

これまで失格基準価格の引き上げなどの低入札対策に取り組み、現状では低入札落札に伴い工品質が確保されないなどのダンピング受注は発生していないが、今後の大きな入札環境の変化に対応するため、ダンピング防止対策の強化を図るものである。

## 2 入札環境等の変化の見直し

- ア 震災関連工事の発注額は、H25年度の1,366億円からR2年度は推定160億円と約88%減少。
- イ 調査基準価格未満(以下「低入札」という。)落札の発生割合は、震災前H22年度は45.9%であったが、H26年度は約15%まで減少し、現在は20%台で推移。
- ウ 今後は震災関連工事等の発注の減少に伴い、低入札落札の増加が予想される。



※ R2年度は、R2年12月末までの実績からの推定値

## 3 スケジュール

- ・ 令和3年4月運用開始

## 4 震災特例制度の見直し

現在実施している震災特例制度について、入札動向や業界団体の意見等も踏まえ、震災前の制度に戻すものと一般の制度として継続するものに区分し、見直しを行うものである。

### (1) 震災特例制度を廃止し震災前の制度に戻すもの

震災関連工事の発注は減少傾向であることから、次の項目は従前に戻す。

震災特例制度(現行)	見直し後(従前)
① 沿岸地区の地域要件を拡大 工事場所の振興局等に加え、内陸振興局等の業者を追加参加	工事場所の振興局等の業者とする。 (内陸の追加参加はしない。)
② 県外企業単体の入札参加〔大規模(5億円以上)工事、海中工事〕 外内JV(県外+県内)のほかに、県外企業単体の入札参加も認める。	県外企業単体の入札参加は認めない。
③ 入札公告から入札までの期間短縮(5,000万円以上の工事) 公告から入札までの期間10日間	公告から入札までの期間15日間
④ 低入札価格調査制度の詳細調査の対象工事 震災関連工事の対象:WTO以上	全工事の対象:5億円以上
⑤ 入札ボンドの休止 運用を休止	対象工事:2億円以上で再開
⑥ 沿岸地区における地域要件設定に係る事務簡略化 ア 地域要件の補正は行わない。電子入札登録業者数を参入見込数とみなす。 イ 県外補正は、段階的拡大は行わず、地域は全国とする。	ア 参入見込数を工事実績情報システム等で確認し、必要とき地域要件を補正 イ 県外補正は、隣接3県を加える。それでも満たない場合、全国とする。
⑦ 入札参加者の基本事項(等級、所在地等)確認方法の事務簡略化 落札候補者のみ、事後審査時に実施	全者、入札参加申請締切後に確認

## 5 ダンピング防止対策の強化

県土整備部策定の「いわて建設業振興中期プラン2019」においては、建設企業の施工技術の向上、災害発生時に即応できる体制確保等のため総合評価落札方式を活用することとしていることから、「ダンピング防止対策の強化」は、主に総合評価落札方式を活用できるものとする。また、建設関係団体からの要望、他都道府県の事例も参考とし、次の対策とするものである。

### (1) 総合評価落札方式の導入推進

経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素(技術力及び地域貢献等)も考慮することが、結果としてダンピング対策の強化につながることから、次の対応により現在の適用工事の割合約4割から、約6割に引き上げる。

現行	改正後
工事担当部局が適用するか判断	3千万円以上の工事は原則適用 (3千万円未満は現行のまま)

### (2) 総合評価落札方式の「価格評価点」の調整

評価は「総合評価点」＝「価格評価点」＋「技術評価点」であり、総合評価点が最も高い者を落札者としているが、低入札時に「価格評価点」を打ち切り調整することで、過度な価格競争を抑制する。

- (2) 震災特例制度としては廃止するが一般の制度として継続するもの  
技術者不足に対応できる、事務の削減に繋がるなどの理由から、次の項目は継続する。

震災特例制度としては廃止し、一般の制度として継続	
① 入札参加要件の緩和(施工実績要件、技術者経験)	原則、入札参加要件を付すが、土木、舗装、法面工事において施工及び品質管理等が比較的難しい工種等については、企業の施工実績及び技術者の経験要件を付さない、など【従前:原則、入札参加要件を付す】
② 現場代理人の兼務を認める	次の工事において兼務を認める。【従前:兼務を認めない】 ・ 3,500万円(税込)未満の工事、かつ、工事場所が同一振興局等
③ 中間前金払の対象工事の拡大	対象:「300万円以上」(工期要件なし)【従前:1,000万円以上かつ工期150日超】
④ 発注見通しの公表回数増	当該年度の工事 4月、7月、10月、1月の4回【従前:4月、10月の2回】
⑤ 入札審議会の開催省略及び主宰者統一	競争入札審議会において、次の時、開催を省略できる。【従前:開催】 ・ 入札参加資格設定で、施工実績要件を付さない、設定基準どおりの場合 など
⑥ 工事費内訳書の審査方法の簡略化	審査を簡素化し、数量、単価及び金額等の確認【従前:全数値の検算】

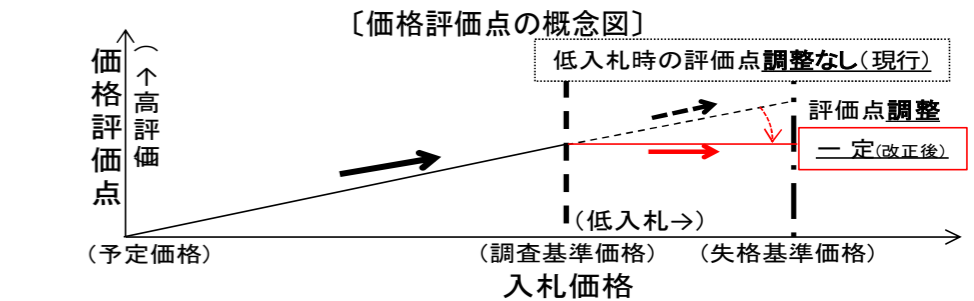
### (3) 震災特例制度として当面継続するもの

被災企業が、今後も必要となる次の項目は継続する。

震災特例制度(当面継続)	
① 入札参加資格の確認資料について発注者証明を認める	大震災津波により挙証資料が流失した場合、発注者証明を認める など

### (4) 国の特例制度等を踏まえ対応するもの(出納局から取扱等通知)

国の特例制度等に係る本県の取扱等は、国の改正・廃止等に併せ対応する。(復興JV、前金払の割合引き上げなど)



### (3) 低入札価格調査制度の「失格基準」の改善

低入札に係る失格基準は、2段階(大規模工事は3段階)で判定(ア)内訳書各費目の失格判定は、国基準を準用し割合は一定(イ)入札額の失格判定は、独自基準であり平均入札額により変動失格基準のうち「(イ)入札額の失格判定」は、競争性が高い入札参加5者以上のときのみ適用しているが、対策を強化するため、入札参加者数に関わらず全てに適用する。

